3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒310―8550 水戸市笠原町978―６　関東管区警察局茨城県情報通信部通信庶務課経理係　電話029―301―0110
⑵　入札説明書の交付方法　上記３の⑴の交付場所にて交付する。
⑶　入札説明会　上記３の⑴の入札説明書交付場所において、入札説明書交付時に個別に実施する。
⑷　入札書の受領期限　平成21年12月22日17時15分
⑸　開札の日時及び場所　平成21年12月25日15時00分　関東管区警察局茨城県情報通信部
4　その他
⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札者に求められる義務　この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書のほかに入札説明書に示す調達物品の総合評価に係る書類並びに２の⑶、２の⑷、２の⑸及び２の⑹を証明する書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、提出した書類に関し分任支出負担行為担当官から説明を求められた場合には、それに応ずる義務を有するものとする。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
⑸　契約書作成の要否　要。
⑹　落札者の決定方法　本公告に示した物品を納入できると分任支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者について、入札説明書に示す方法により総合評価を行い落札者を決定する。
⑺　手続きにおける交渉の有無　無。
⑻　詳細は入札説明書による。なお、本公告に示した調達案件は、通常の仕様書案についての意見招請手続き及び入札公告期間をとった場合は、納入期間を十分に確保することが困難になるため、入札公告期間を短縮するものである。

5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Kazuhiro Mizumachi, Chief of Ibaraki Prefectural Info-Communications Department, Kanto Regional Police Bureau.
⑵　Classification of the products to be procured : 15, 28
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Command Communications Equipment for Ibaraki Prefectural Police Headquarters, 1 set
⑷　Delivery period : August 27, 2010
⑸　Delivery place : As shown in the tender documentation.
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tenders are those who :
①　Do not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting, Furthermore, minors, persons under conservatorship or persons under Assistance who obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause.
②　Do not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.
③　Have Grade A, B or C “Manufacture of product” or “Sale of product” in terms of the qualification for participating in tenders by Cabinet Office (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2007, 2008, 2009.
④　Have actually sold or manufactured a considerable number of products concerned or similar products for a considerable period.
⑤　Prove to be able to satisfy with all technical specifications.
⑥　Prove to be able to satisfy with aftersale service, repair, parts supplying and so on for a long period with regard to the articles procured.
⑦　Are not being suspended from Transactions by request of the officials in charge of The National Police Agency.
⑺　Time-limit for Tender : 17 : 15 December 22, 2009
⑻　Contact point for the notice : Communications General Affairs Section, Ibaraki Prefectural Info-Communications Department, Kanto Regional Police Bureau, 978―6 Kasahara-cho Mito-shi 310―8550 Japan. TEL 029―301―0110

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成21年12月９日
分任支出負担行為担当官
九州管区警察局熊本県情報通信部長
江頭　靖則
◎調達機関番号　009　◎所在地番号　43
○第２号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　15、28
⑵　購入等物品及び数量
熊本県警察本部用指令通信装置　１式
⑶　調達件名の特質等　入札説明書による。
⑷　納入期限　平成22年８月４日
⑸　納入場所　入札説明書による。
⑹　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の５パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　平成19・20・21年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）において「物品の製造」又は「物品の販売」のＡ、Ｂ又はＣの等級に格付けされている者であること。
⑷　九州管区警察局熊本県情報通信部が必要とする物品又はこれと類似する物品について、製造又は販売の実績を有する者であること。
⑸　九州管区警察局熊本県情報通信部が示す仕様を全て満たし得ることを証明した者であること。
⑹　調達物品に係るアフターサービス、修理、部品提供等を長期にわたり円滑に満たし得ることを証明した者であること。
⑺　警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒862―8610 熊本市水前寺６丁目18番１号
九州管区警察局熊本県情報通信部通信庶務課資材係　電話096―381―0110
⑵　入札説明書の交付方法　上記３の⑴の交付場所にて交付する。
⑶　入札説明会　上記３の⑴の入札説明書交付場所において、入札説明書交付時に個別に実施する。
⑷　入札書の受領期限　平成22年１月29日17時15分
⑸　開札の日時及び場所　平成22年２月10日14時00分　熊本県警察本部庁舎５階501会議室
4　その他
⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札者に求められる義務　この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書のほかに入札説明書に示す調達物品の総合評価に係る書類並びに２の⑶、２の⑷、２の⑸及び２の⑹を証明する書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、提出した書類に関し分任支出負担行為担当官から説明を求められた場合には、それに応ずる義務を有するものとする。